

Ⅲ 項目別平成24年度統計法施行 状況審議結果

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当)	現行基本計画の該当項目(概要)
SNAの精度の確保・向上 (第1WG SNA・T F)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>◇ 現行計画No.: 2、10、13、14、15、16、124、194 (関連) ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ おおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 推計精度向上のための供給・使用表に係る取組として、類似している課題を整理・統合し、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実に努める必要がある。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 経済センサス・活動調査を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向上を図る観点から、供給・使用表 (Supply and Use Tables, SUT) の活用などにより、SNAの推計の枠組みの確立・強化を図るなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。</p> <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。 ② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと産業連関表(基本表)、同延長表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。 ③ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表(基本表)と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。 ④ 産業連関表(延長表)について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。 ⑤ 統計上の不整合の原因の一つとなっているGDP(生産側)推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取り扱いについて研究する。 ⑥ SNAIにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチエック体制を強化する。
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期基本計画の具体的な取組の掲載においては、時間軸の整理が必要となる。 ・ 平成28年経済センサス・活動調査の経理事項対象年の平成27年SNA確認推計に際し、生産動態統計等を活用する「代替推計」を確立する必要があるが、供給・使用表の枠組みは、こうした「代替推計」の精度向上に資する取組でもある。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
SNAの国際比較可能性の向上 (第1WG SNA・TF)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>(6) ストック統計の整備</p> <p>◇ 現行計画No.: 9、11、19、47、93 (関連) ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ おおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 国際比較可能性の向上に係る取組として、優先順位と行程表を確認の上、これまでの検討状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 国際比較可能性向上の観点から、2008SNAに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。</p> <p>② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による産業連関表(基本表)及びSNAの作成に向けて検討する。</p> <p>③ SNAと産業連関表(基本表)の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性および国際的な動向への対応を検討する。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当)	現行基本計画の該当項目(概要)
SNAの提供情報の充実 (第1WG SNA・TF)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No. : 19 (遡及)、26、33 ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 項目No.26は実施可能、他は実施予定。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 提供情報の充実として、ユーザーの要求度合いから優先順位を確認の上、取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や長期時系列計数の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。 ＜基本的な考え方＞ ① 支出面に加え、生産および分配所得面を含む四半期推計(QNA)を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することについて検討する。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。 ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方自治体に対する支援を強化する。</p>
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当)	現行基本計画の該当項目(概要)
SNAと一次統計等との連携強化 (第1WG SNA・TF)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.: 12、17、18、28、31 ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 検討を行ったため実施済としているものがあるが、課題の実現は達成しておらず、内容的にはおおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 推計精度向上のための一次統計との連携を強化し、類似している課題を整理・統合した上で、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実に努める必要がある。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNAの基礎統計に起因する課題を解決するため、更なる取組の発展・充実に努める必要がある。</p> <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。 ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。 ③ ファイナンス・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための、基礎統計の拡充・推計手法について検討する。 ④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。 ⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報等をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心に検討する。 ⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、産業連関表及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。 ⑦ コモ法における商品別配分比率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当)	<p>第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性 (基本計画部会審議対象事項のうち、経済構造統計についての具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、経済構造統計の重要性と①目標及び目標時期、②密接に関係する主要な産業統計との関係及び調査事項の在り方、③SNA、IO等の加工統計と経済構造統計及び他の産業関連統計の関係の在り方を記述。 ◇ 別表には、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備の取組について記述し、SNAの年次推計にも言及。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、検討報告書を取りまとめた。一方で、経済センサス - 活動調査の検証が行われておらず、今後の経済構造統計の在り方については流動的である。さらに、体系的整備の視点が多数あるため、どの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検討が困難なため、今後は、具体的な課題ごとに検討していく必要がある (「実施困難」の自己評価)。 ○ SNAの年次推計については、平成28年に予定されている経済センサス - 活動調査の実施までに検討を進めていく (「実施可能」の自己評価)。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、体系的整備の課題等を取りまとめた点については評価。今後は、経済センサス - 活動調査の検証を踏まえ、枠組みの見直しを含めた経済センサスの在り方や産業関連統計の体系的整備についての具体的な課題ごとの検討を行うことが必要。 ○ SNAの年次推計については、SNAと一次統計等との連携強化として別項で整理が必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済構造統計」(基幹統計)は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得るための重要な統計であり、産業関連統計の中核と位置づけられている。 ○ そのため、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要となっている。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済センサス - 活動調査の在り方の検討 <ul style="list-style-type: none"> ア 経済センサス - 活動調査の目的である包括的な産業構造統計の整備及び各種統計の精度向上に資する母集団情報の充実を図るため、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に重点を置くこと イ 平成28年経済センサス - 活動調査の実施については、平成24年経済センサス - 活動調査の実施状況を踏まえた検討を行うとともに、関連する産業関連統計の役割分担も検討 ② 経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成26年基礎調査の結果検証及び事業所母集団データベースの整備事業の進捗状況も踏まえた母集団情報の整備の在り方の中で、母集団情報の整備のための統計調査の在り方を検討する。その際、事業所母集団データベースの目的である、経済センサス - 活動調査を始めとした各種統計調査に対する母集団情報提供機能の確保に留意。 イ 経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方の検討結果、記入者負担、地方公共団体の負担を踏まえた上で、調査期日、総売上高の把握の在り方を含めた枠組みについて検討

<p>③ 経済センサス及び関連大規模統計に関する新たな枠組みの検討 上記①及び②の検討を踏まえ、平成18年の「経済センサスの枠組みについて」に代わる、経済センサス及び関連する大規模統計に関する新たな枠組みを検討する必要がある。</p> <p>④ 売上高等の把握における消費税の取扱い、現状の企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、記入負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。</p> <p>⑤ 広義のサービス業を中心とした生産物分類は、サービスの副次的活動を把握するため、需要サイドの概念による生産物分類の構築が必要であるが、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、段階的に検討を行う。</p> <p>⑥ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握、より適切な経済活動への分類のための手法について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その在り方を検討する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討については、事業所母集団データベースの課題として整理 ・ 現行基本計画の施行状況審議において、「日本標準商品分類」は、統計基準としての設定は行わないとの結論が示されている。ただし、現行の「日本標準商品分類」については、現在の商品事情に照らして内容を見直すこととされている。 	<p>備考（留意点等）</p>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
サービス産業に係る統計の整備 (産業関連統計TF)	<p>第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(2) 基幹統計の整備に関する方向性 (基本計画部会審議対象事項のうち、別紙の具体的施策)</p> <p>① 調査方法の検討、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、サービス産業動向調査の基幹統計化を検討</p> <p>② 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、第3次産業活動指数の基幹統計化を検討</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①については、検討を行った結果、平成25年1月以降の調査より、精度向上等を図るため一部企業等調査を導入。基幹統計化については、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討(「実施可能」の自己評価)。</p> <p>○ ②については、速報と確報の差が大きい系列を中心に推計手法の検証を行い、精度向上に向けた取組を実施。基幹統計化に向けては、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う(「実施可能」の自己評価)。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 両統計とも、精度向上のための取組みとして、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価。①については、引き続き、調査結果の蓄積及びQ/Eにおける利活用等を踏まえ、基幹統計化について検討を行うことが必要。②についても、引き続き推計精度向上に取り組み、有用性の更なる向上策について検討を行うことが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 我が国経済における第3次産業の占める割合は GDP で7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていないかった。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われ、精度向上に向けての取組を行っている。現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、企業統計のサービス活動を取り扱った課題が中心であるため、産業としてのサービス産業を整備する取組の充実が必要となっている。</p> <p>○ 現行基本計画におけるサービス産業に係る課題では、「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指数」について、基幹統計化に向けた統計の有用性の向上に向けた取組みが行われていたが、今後は、引き続き両統計の有用性確保についての取組みを進めるとともに、サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進めることが必要となっている。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。</p> <p>② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。またOEを始めとした国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討を行う。</p> <p>③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>企業活動に係る統計の整備 (産業関連統計TF)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計の整備</p> <p>◇ 本文、別表とも以下の4つの観点でサービス活動に関する統計の整備について記述。</p> <p>① 情報通信サービスに関する統計の整備、通信利用動向調査の精度向上</p> <p>② 知的財産に関する統計の整備 → 基本計画部会の審議事項のため対象外 (ビジネスレジスター)</p> <p>③ サービス活動を適切に捉えるための検討 → 基本計画部会の審議事項のため対象外 (研究開発の推進と学会との連携強化)</p> <p>④ 企業のサービス活動 (組織内活動と外部委託) に関する統計の整備</p> <p>※ ①については、「通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査を経済産業省企業活動基本調査と連携して基幹統計化について検討する」との「基幹統計の整備に関する方向性」(基本計画部会審議事項)の別紙に言及している個別課題を含む。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①については、情報通信分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を実施。基幹統計化については引き続き検討(「実施済(共管調査)」及び「実施可能(基幹統計)」の自己評価)。「通信利用動向調査」は精度向上のために調査対象数を増やし、都道府県別表章を行った(「実施済」の自己評価)。</p> <p>○ ④については、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施。その結果を平成26年経済センサス - 基礎調査の親会社・子会社情報と組み合わせて持株会社のグループ活動を明らかにすることについて引き続き検討(「実施予定(純粋持株会社の調査)」及び「実施可能(グループ活動)」の自己評価)</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 情報通信サービスに関する統計の整備は、基幹統計化以外は所期の目的を達成しているものと評価。基幹統計化については、企業活動に関する統計の整備の中で他調査との関係を整理する必要があるため引き続き検討。</p> <p>○ 企業のサービス活動については、純粋持株会社実態調査を実施したことは評価。ただし、平成26年経済センサス - 基礎調査の親会社・子会社情報と組み合わせた持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討することが必要。</p>
	<p>○ 現行基本計画における企業活動に係る統計の整備については、情報通信分野における企業活動を捉えた「情報通信業基本調査」の実施や、「企</p>

<p>業のサービス活動」を把握するための「純粋持株会社実態調査」の実施など、おおむね計画に沿った取組が行われている。</p> <p>○ 一方で、企業活動の多角化やグループ化、企業内活動等に関する「企業のサービス活動」や企業が保有する資本や土地などのストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言いがたく、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要となっている。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。</p> <p>② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、記入者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。</p> <p>③ 企業グループ活動の把握</p> <p>ア 平成24年経済センサス-活動調査結果を、平成21年経済センサス-基礎調査で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>イ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>	<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>経済活動のグローバル化に対応した統計整備 (第1WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 (基本計画部会審議対象事項の具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の記述があり、企業活動に係る個別事項として「海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」との記述。 ◇ 別表には、貿易と外国人住民に関する4事項の記述があるものの、企業活動の記述は無い。 ◇ 関連事項として、基幹統計の整備に関する別紙に「将来の基幹統計化について検討する統計」として、業務統計である貿易統計の検討の記述。 <p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(2) 財政統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備のために四半期や月次の財政統計整備をSNAの四半期推計の課題と併せて検討することを記述 ◇ 別表には、①政府財政統計の推計及び公表、②資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目についての推計及び公表、③中央政府の項目についてCOFOG (政府支出の機能分類) の2桁に分類し、地方政府の対応がとれない項目を推計方法を検討してCOFOG 2桁での政府支出推計を行うことについて記述
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議。 ○ 企業活動は別表に掲載が無いため、明示的な自己評価は行われていない。ただ、平成23年度の審議で、「経済センサス - 基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が増え、向上した点は評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である」と評価されている。 ○ 上記を受け、基本計画部会の中で、海外事業活動基本調査の実施者である経済産業省より、平成25年7月からの調査で対象名簿を精緻化し、調査対象数が1.6倍増えるとの報告あり。 <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年12月～翌年1月にかけて公表された平成17年基準改定結果により、政府財政統計の主要項目の推計及び公表、COFOG分類による政府支出の公表が行われ、「実施済」の自己評価。 ○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目については、平成25年度末までに対応可能な範囲及び試算値を整理することとしている (「実施予定」の自己評価)。

<p>平成24年度統計 法施行状況報告 の評価</p>	<p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議（外国人住民は「実施済」妥当との評価。） ○ 企業活動については、母集団情報の精緻化が進んだことは評価できるが、対象数の増加によりこの間の取組により改善してきた回収率の向上などを引き続き検討していく必要があるため、調査の精度向上に向けて更なる発展・充実を図るべき。 <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年基準改定の公表により、実施済は妥当と平成23年施行状況審議で整理済。資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は内閣府において平成25年度内に一定の対応が可能としていることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。 ○ 一方、財政統計については、国際的な観点からは、発生主義に基づく四半期財政統計の整備が重要であるため、次期基本計画において新たな課題として更なる取組の充実発展を図るべき。
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活動に係る「グローバル化の進展に対応した統計の整備」については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められる。 ○ 経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、経済活動のグローバル化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。 ○ G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、IMFが新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。今後、平成31年末が参加期限とされているSDDSプラスへの参加に向け、次期基本計画期間内に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要である。 ○ 次期基本計画においては、社会・経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性向上の観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更し、取組の充実を図る必要がある。 ○ なお、貿易統計については、基本計画部会の審議結果を踏まえ、関連事項として本項目に整理。 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化も検討する。 ② 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成(集計)方法が中心となることとや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について検討する。 ③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる国際収支統計について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップする。 ④ 関係府省協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。 ⑤ 上記の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。
<p>備考（留意点）</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
グローバル化の進展に対応した統計の整備 (第2WG)	第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 ◇ 本文には、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、定住傾向が強まっていることを背景に、これら在住外国人に対する各種行政サービスを適切に提供する観点から、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討するよう記述 ◇ 別表には、①適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、在留外国人統計及び出入国管理統計における集計の充実についての検討、②人口動態調査における外国人についての集計の充実について検討するよう記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①については、出入国管理統計(月報)の国籍拡充(平成25年1月分から)は「実施済」、在留外国人統計の在留目的等拡充(平成25年末から)は「実施可能」、出入国管理統計(年報)の国籍及び入国目的等の拡充(平成26年末から)は「実施予定」との自己評価。 ○ ②については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断が示されている。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ ①については、一部「実施可能」及び「実施予定」と自己評価されている部分もあるが、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 「実施予定」と自己評価されている部分については、既に月報において取組が進められている事項の年報での対応であり、予定どおり取り組みることが確実。また、本事項自体及び関連して発展・充実に係る事項も認められないことから、削除する方向で整理。
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
環境に関する統計の整備 (第1WG)	<p>第2-3-5(5) 環境に関する統計の段階的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などのための統計整備に取り組むことを記述 ◇ 別表には、①気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発の実施、②温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響に関する統計整備、③世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握する統計作成、④新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成についての検討、⑤総合エネルギー統計の正確性確保と公表の早期化、⑥廃棄物及び副産物を把握する統計整備を検討する場の設置、⑦環境分野分析用の産業連関表の充実にあつての検討、⑧環境に関する統計と経済社会領域の統計を地理情報上に結び付けた領域環境統計の検討するよう記述。 <p>また、関連して別紙には、経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、エネルギー消費統計調査を基幹統計化する方向で検討を行うよう記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ⑥のうちの検討の場については、設置済みであることから、「実施済」との自己評価。なお、③については、所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 ○ ①、②のうちの気候変動の影響に関する統計の整備、⑤及び⑥のうちの廃棄物統計の精度向上及び迅速化については、いずれも継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。 ○ ④、⑦及び⑧については、いずれも所要の取組に着手し、現行基本計画期間内に一定の成果を得ることとしていることから、「実施予定」との自己評価。 ○ ②のうちの温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実にあつては、実態調査の実施に向けて取り組んでいることから、「実施可能」との自己評価。また、関連した「エネルギー消費統計調査」の基幹統計化については、研究会を設置し、調査票の見直し、データの精緻化等を行っていることから、「実施可能」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「実施予定」及び「実施可能」と自己評価されている事項が多いもの、おおむね計画に沿った取組が進められているものと評価。また、自己評価も妥当。一方で、取組の更なる充実・推進や未対応の課題解決に向けた取組が必要な事項などがあり、引き続き対応を注視することが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとつても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となつてきていることから、次期基本計画においても引き続き取組の発展・充実を図ることが必要。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化への的確な対応も必要。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。

	<p>② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。</p> <p>③ 平成17年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に明らかとなった未対応の主要な部門別投入量等の把握など、課題の解決に向けて平成23年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。</p> <p>④ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。</p> <p>⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念および数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> 越境環境問題に対処するための国際的な環境統計の整備について、審議協力者より提案をいただいたが、多国間で調整・検討が必要な課題であり、現時点では我が国と周辺国との間で新たな統計の整備に向けた枠組みも整っていない状況であることから、公的統計の整備としての次期基本計画の課題とすることは困難であるとの結論となった。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>観光に関する統計の整備 (第1WG)</p>	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (6) 観光に関する統計の整備 ◇ 本文には、旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査等の充実や、都道府県観光統計の統一基準の作成、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表の必要性等を記述 ◇ 別表には、①旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、②観光入込客統計に係る共通基準の策定及び共通基準に則った都道府県間比較の可能な統計整備に向けた調整、③観光がもたらす経済効果の国際間比較が正確に行えることを目的とした観光サテライト勘定の整備の検討、作成・公表を行うよう記述。 また、関連して別紙には、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の基幹統計化について検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ すべて所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当。」との判断。 ○ 別紙に掲げられた宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の基幹統計化については、両調査の改善・充実を図ってきたところであるが、更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないと結論。「実施可能」と自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ ①～③は、計画に沿った取組が進められているものと評価。ただし、旅行・観光サテライト勘定の更なる精度向上が必要。 ○ ただし、②については、共通基準は策定されたものの、観光入込客統計の時系列データの変動が大きいななどの課題が認められることから、改善に向けて引き続き取り組むことが必要。 ○ 基幹統計化については、現時点では基幹統計化の検討を進める段階にはないと判断を実施省がしており、重要な産業である観光に関する統計として、引き続き個別統計の更なる充実・改善を図ることが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 引き続き充実・改善を図るべき課題があり、また「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっていることから、次期基本計画でも項目を立てて対応する。 <基本的な考え方> ① 旅行・観光サテライト勘定(TSA)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表(Table)の作成に取り組み、その充実を図る。 ② 都道府県の観光入込客統計は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。 ③ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。 その上で、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討する。 ④ 平成24年度から新たに実施した観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課</p>

	題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成29年度以後の対応について早期に結論を得る。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
交通に関する統計の整備 (第1WG)	新規課題	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	—	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	—	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 交通関連統計は、鉄道輸送、船舶、自動車及び航空機による旅客・貨物輸送を中心に、各種の統計調査及び行政記録情報から作成され関連する施策に活用。一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けてきたところ。 ○ 国土交通省では、一般の総合物流施策大綱（平成25年6月25日閣議決定）の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」（基幹統計）を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、次期基本計画における新項目として、その取組を推進することが必要。 <基本的な考え方> ① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。 ② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。 ③ 「自動車輸送統計」（基幹統計）を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	
備考 (留意点等)		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
建設・不動産に関する統計の整備 (第1WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性 うち、別表の「3 将来の基幹統計化について検討する統計」としての課題 【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産（土地及び建物）ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 「法人土地基本調査」(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)及び「企業の土地取得状況等に関する調査」(一般統計調査)を統合し、「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査・5年周期)として実施することについて、総務大臣より承認された。(「実施済」と自己評価)
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 総務大臣による承認後、平成25年7月に同調査を実施していることから、所期の目的は達成されたものとして評価。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 国土交通省では、体系的整備の観点から「法人土地・建物基本調査」の中間年における企業の土地取得状況等の動向（フロー）を把握することについて、検討に着手する予定。 ○ この中間年のフロー調査については、平成25年の法人土地・建物基本調査の実施結果の検証や、調査実施の目的・必要性を整理した上で、一般統計調査として実施することも含め、そのあり方を検証することが必要。 ○ また、平成25年の法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行うことが必要。 ○ 上記の取組とともに、建築物新規着工工事額は、平成2年をピークに減少に転じ、平成24年にはやや持ち直しているもののピーク時の半分以下に低下。一方、少子高齢化や省エネルギー意識の高まりなどから、リフォーム・リニューアール市場は着実に拡大するなど、建築物市場を取り巻く現状は大きく変化し、また、その市場実態を的確に把握することは、経済動向の分析や関連施策の展開にとっても有用。 ○ 一方で、既存の建築物リフォーム・リニューアール調査については、①一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等をとまなわれない部分に区別して把握がされていない、②工事内容ごとの投資額等の把握がされていないといった課題があり、その改善が急務。なお、現行基本計画には、建設関係の項目や取組は盛り込まれていない。 ○ これらのようなことから、統計の体系的整備の観点から、次期基本計画において、相互の関連性の高い土地分野と建築物分野の統計整備に係る「建設・不動産に関する統計の整備」の項目を立てて、取組を推進することが必要。 <基本的な考え方>	

	<p>① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査)を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討する。</p> <p>② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。</p> <p>③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、建設総合統計及びSNAへの反映を図る。</p> <p>④ ストック重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</p>
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築分野においては、有識者等をメンバーとした検討会を本年度中頃に設置し、予備調査を含めて検討・検証を行い、平成28年度を目処に上記見直しを反映した建築物リフォーム・リニューアル調査を実施する計画。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>社会保障全般に関する統計の充実 (第2 WG)</p>	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標の重要性や、当該統計と各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上についての検討について記述。 ◇ 別表には、「社会保障給付費」について、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討するよう記述。また、本項目に関連した社会保障給付費(加)の基幹統計化の必要性を別紙に記述。 <p>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計。)を公的統計として位置付けることを検討するよう記述。 ◇ 別表には、OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の検討について記述。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の国際基準に基づく統計の整合性については、平成23年度の施行状況審議において「実施済は妥当」との判断が示されている。 ○ 社会保障給付費(加)の基幹統計化については、OECD基準表による集計を充実させるとともに、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表したことから、「実施済」との自己評価。 <p>【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SHA手法が未だ確立されていないことから、国民医療費の精度向上及び集計結果の拡充に係る取組を実施したとして「実施済」の自己評価。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、現行計画に掲げられた所期の目的を達成しているものと評価。一方で、一層の公表時期の早期化や、項目の細分化など、集計の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から統計体系を明らかにすることが必要。 <p>【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政記録情報を活用するなどして、国民医療費の精緻化・集計の拡充を図っていることは評価。また、OECDのSHA手法が開発途上であることから、公的統計化の結論を得るに至っていないこともやむを得ないものと判断。一方で、今後もOECDにおけるSHA改定に積極的に関与することを期待。
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」については、国民の暮らしに密接に係るといふ観点から「社会保障全般に関する統計の充実」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実に目指す。 <基本的な考え方> ○ 「社会保障費用統計」(基幹統計)について、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化や

	<p>ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療、福祉及び介護関係統計について、統計の利便性、有用性等の観点から、関連する統計体系の全体像を整理する。 ○ 「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>人口減少社会に対応した統計の充実 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、少子高齢化の進展に対応するため、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態的確にとらえる観点から、関連統計の整備について検討するよう記述。 ◇ 別表には、①配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築や大規模標本調査による把握可能性、②就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加、③21世紀出生児縦断調査及び成年者縦断調査における新たな標本の追加、④住民基本台帳人口移動報告における地域別集計の拡充、⑤「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更、⑥人口動態調査における集計の充実の検討について記述。また、⑦別紙には現在推計人口及び生命表の基幹統計化を検討するよう記述。 <p>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という社会の変化を背景に、家計及び個人消費に関する統計調査における個計化の把握やモニター方式の採用を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①家計収支における個計化のよりの確な把握、②全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の採用、③社会生活基本調査における地域コミュニティ活動等に関する調査項目及び集計内容の充実、④国民生活基礎調査の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、⑤住宅・土地統計調査の見直しの検討について記述。 <p>(9) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 別表には、平成22年国勢調査の実施状況を踏まえた更なる改善の検討について記述。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、①、④、⑥及び⑦(生命表)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「国民生活基礎調査」における標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、③及び④(クロス分析)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年国勢調査の実施に向けた取組を実施したとして「実施可能」との自己評価。

<p>平成24年度統計 法施行状況報告 の評価</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価する。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いや地方公共団体における推計との整理を含め、引き続きその検討状況を注視する。 <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民生活基礎調査」の標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。この試験調査については、標本規模に加え、調査系統や調査票の見直し等の基礎的なデータを提供するものであり、調査全般の見直しに不可欠との認識。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、共に少子高齢化等を背景とするものであり、社会構造の変化をよりの確に把握するという観点から、「人口減少社会に対応した統計の充実」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実に目指す。 ○ なお、社会構造の変化が特定年齢層に与える影響をよりの確に把握するための表章の充実や、試験調査の実施を踏まえた統計調査の見直しに当たっては、公的統計としての精度の確保や、報告者・実査機関の負担の軽減等にも配慮した検討・検証が必要との新たな課題も認められる。 ○ 国勢調査は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計であり、各種行政施策の算出根拠として利用されるほか、個人や世帯を対象とする各種標本調査の母集団情報として活用されている。さらに、人口減少社会を迎え、人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化している中で、国勢調査の重要性はますます高まっていることから、より信頼性の高い統計として、データ提供が求められている。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口・社会統計において、統計調査結果の有用性向上の観点から、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにするため、サンプルサイズからの結果精度や記入者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどについて検討する。 ○ 「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査対象者が中学生になったことを動機とし、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。 ○ 「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。 ○ 「社会生活基本調査」（基幹統計調査）について、国際比較可能性向上の観点から、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。 ○ 「国民生活基礎調査」（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。 ○ 平成27年「国勢調査」（基幹統計調査）について、社会構造や調査環境の変化に対応した取組を着実に推進する観点から、引き続き、オンライン

	<p>化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努めることが必要である。なお、同調査におけるオンライン調査の実施状況については、その効果及び影響等を十分に検証し、次回調査の企画検討に活用することも必要。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各歳別表章などの表章の充実については、統計の有用性向上の観点から、人口・社会統計以外の統計についても、可能なものについて、次期基本計画全体の基本的な視点（経済・社会の環境変化への対応）の要素の一つとして整理。 ・ 現在推計人口については、現行基本計画の別表（別紙）の廃止に伴い、本項目の課題として整理。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査のオンライン調査導入の効果等に係る情報提供については、第3WGにおける「オンライン調査の推進」で整理。 ・ 国勢調査については、現行基本計画では別表のみの記述となっているが、その重要性の高さに鑑み、今後も注視していく必要があることから、本項目の課題として整理。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当)	
その他 (第2WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他 ◇ 別表には、①医療施設調査及び患者調査における行政記録情報の活用、②犯罪被害実態 (暗数) 調査における精度向上について検討するよう記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。なお、②については、標本数を従来の3000人から1000人増加し、4000人に拡充するとともに、調査事項の見直し等を実施し、精度向上を図ったことから、「実施済」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 ◇ 本文には、学校教育を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、学校教育関連統計の改善について検討するとともに、教育機能の総合的な把握の観点から、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等について比較可能性向上、②学校保健統計調査における調査項目の追加、調査方法や調査票の改善、③関連統計における学歴等の教育関連項目の追加、④学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備及び⑤子ども学習費調査における調査項目追加について検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①、④及び⑤については、結論は得られていないものの、現行計画期間中にはそれぞれ所要の取組を行うとして「実施予定」の自己評価。また、③(船員労働統計関係)については、「海技免許の資格」区分が重視されるという船員労働の特殊性や、報告者負担等を考慮し「実施困難」と自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、有識者による検討結果や健康診断票の電子化等の状況を踏まえ、「実施困難は妥当」と、また、③(総務省・厚生労働省分)については、「実施済は妥当」との判断。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 「実施予定」及び「実施困難」と自己評価している事項についても、真摯に改善・検討を実施していることは評価。また、自己評価も妥当。ただし、①については改善が図られているもの更なる改善余地が認められること、④及び⑤については検討途上であることから、引き続きその対応を注視することが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 「実施予定」とされている事項については、社会問題となつては、「いじめ」の実態や、教育機能・経済負担等をよりの確に把握する上で重要な取組であることから、現行計画期間中における対応を注視するとともに、引き続き発展・充実を進めていく必要がある。 ○ また、教育行政に関しては、現在、「教育再生実行会議」(平成25年1月15日閣議決定)の第二次提言(平成25年4月15日)を受け、中央教育審議会において、教育委員会制度等の在り方について審議が進められており、その審議状況を見極めつつ、適切に社会教育調査に反映させる必要があることから、平成26年度に予定されていた「社会教育調査」(基幹統計調査)の実施を延期することとなった。このため、その審議結果も踏まえた同調査の見直し、充実も必要と認められる。 <基本的な考え方> ○ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 ○ 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計(縦断調査)の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性について検討する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの学習費調査」について、記入者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるよう調査方法・内容を検討する。 ○ 「社会教育調査」(基幹統計調査)について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当)	現行基本計画の該当項目(概要)
<p>企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備(第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文では、近年増加を続けている非正規雇用の実態や、事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握する必要性を記述。 ◇ 別表では、労働市場の実態をよりの確に把握する観点から、①有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善、②実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、③社会生活基本調査における労働時間その他の生活時間の分析のための調査事項の追加、④雇用創出・消失指標の公表、⑤非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施、⑥労働力調査の前年同期のフローデータの集計・公表、⑦ハローワーク以外のルートを含めた総合的な労働需給動向の把握可能性等を検討するよう記述。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①、④～⑦については、それぞれ所要の取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、②及び③については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。一方で、同一企業内における雇用形態の転換や、失業者の定義に係る国際基準の見直しに伴う対応などの動向を注視することが必要。
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非正規雇用問題については、「社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月24日閣議決定)などに基づき、厚生労働省を中心に今後の非正規雇用対策の指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ、取組の推進を図っている。さらに、「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」に基づく、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実に必要が一層高まっている。 ○ また、平成25年10月に決議予定の国際労働機関(ILO)における就業、失業等に関する国際基準の見直しに伴い、関連統計の対応も必要となっている。 <ul style="list-style-type: none"> <基本的な考え方> ○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、「労働力調査(基幹統計調査)」における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。 ○ ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行うた上、対応可能な統計の作成・提供に努める。なお、定義の変更に当たっては、時系列比較の観点にも配慮する。
<p>備考(留意点等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①から派生した「雇用者に関する用語」の整理(概念・定義の整理を含む。)については、「労働者の区分等の見直し」として別に整理。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当)	現行基本計画の該当項目(概要)
労働者の区分等の見直し (第2WG)	<p>平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書</p> <p>iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務省(政策統括官室)は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係がわかるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。 2 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。 3 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。 4 総務省(政策統括官室)は、上記2及び3の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1については、報告書及びホームページにより情報を提供しており、所期の目的を達成しているものと評価 ○ 2については、厚生労働省から提示された「新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点～」の整理が認められた。 ○ 3については、引き続き取組の進捗を注視することとなった。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の区分等について、非正規雇用の実態等のよりの確な把握及び各種調査の比較可能性の向上を図ることを目的として、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までに実施する検証結果*を基に、以下の措置を講ずる。 <基本的な考え方> ① 平成26年度早期に労働者の区分等の見直しに向けた府省横断的な情報共有・検討の場を設置し、厚生労働省の検証結果を基に、今後の関係府省における検証・検討のポイント等を整理する。 ② 関係府省は、上記①の結果を踏まえ、所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。 ③ 上記②の検証結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容について結論を得る。 ④ 関係府省は、上記③の結論を踏まえ、順次所管調査の見直しを行う。

備考（留意点等）

※ 「前2か月18日以上雇用されている者の取扱い」及び「有期・無期の区分」の変更に伴う、政策や結果の時系列比較への影響や実査可能性を検証する。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
事業所母集団データベースの整備 (第1WG・第3WG)	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべく施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(2) ビジネスレジスタターの構築・利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、母集団情報の整備のため、経済センサスー基礎調査の実施、行政記録情報を活用した母集団情報の更新等の必要性を記述 ◇ 別表には、①経済センサスー基礎調査による企業の親子関係の把握、②業種名、従業員数、事業所数等の定期的照会、③雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届からの新設、廃止事業所の把握、④大規模調査の結果、EDINET情報、産業財産権と企業の登記情報の照合、事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コードの照合のビジネスターへの活用の検討について記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度においては、事業所母集団データベースシステムの運用開始、行政記録情報に基づく新設法人の把握に係る定期的な照会、平成26年経済センサスー基礎調査に係る統計委員会への諮問等の取組が行われており、平成26年経済センサスー基礎調査への対応を除き「実施済」の自己評価
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースの整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。 ○ また、同データベースは、経済統計や労働統計等の分野における効率的な統計の作成・精度向上等において重要なシステムと位置付けられることから、更なる取組の充実発展を図るべき。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースシステムは、平成25年1月から運用を開始しており、今後は、データの蓄積や利活用の推進を図ることが必要 ○ 公的統計の整備に当たって、効率性のみならず、統計の質の確保・向上や報告者負担の軽減という観点からも重要な事項であり、関係府省の協力の下に進めていく必要があるため、次期基本計画において重点的に対応 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 継続して実施すべき取組（年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等）については、関係府省の協力の下、今後も継続的に実施する。 ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、母集団情報を把握する統計調査から、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充・精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。 ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進める。 ④ 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理状況を注視しつつ、将来的な利用も視野に入れた検討を進める。 ⑤ 経済センサスー活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について検討する。

<p>備考（留意点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所母集団データベースは、これからデータの蓄積を順次図っていく段階であり、調査票情報以外の情報も含むことから、利用範囲の拡大については、ニーズを踏まえつつ段階的かつ慎重な検討が必要 ・ 現行基本計画の下、事業所母集団データベースの登録情報と他のデータベース等の企業情報との照合作業を実施していることから、順次可能なものから情報の相互利用を図っていく予定
----------------	--

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計作成の効率化及び報告者負担の軽減① (行政記録情報等の活用) (第3WG)</p>	<p>第3-1 効率的な統計の作成 (1) 行政記録情報等の活用 ◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、統計精度の維持向上、報告者の負担軽減・統計作成の効率化等を図るため、①過去の答申等において行政記録情報等の活用が指摘されている事項の検討、②統計調査計画の策定に当たって、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無を事前に調査・検討することの原則化、③行政記録情報等の直接的な利用が困難な場合、統計作成機関が費用等を負担し、当該保有機関による特別集計を行うこと等の原則化及び④統計作成における行政記録情報等を活用することの有用性等についての国民の理解の促進など、行政記録情報の活用環境を整備するための方策を検討することを記述 ◇ 別表には、税務データの特別集計結果を統計調査の欠測値等の推計や補完に活用するための課題等を検討することに加え、本文に記述された事項とほぼ同内容の個別措置を記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 行政記録情報等の活用については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き指摘に沿った取組が進められているほか、事前に行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化についても着実に対応している。また、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を継続的に実施し、「事業所母集団データベースの活用に関する検討会議」を活用した情報共有も実施していることから、「実施済」又は「継続実施」との自己評価 ○ 一方で、特別集計による税務データの活用については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた検証を行うための検討中であることから、「実施予定」との自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 行政記録情報等の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているが、更なる取組の推進を図ることが必要。また、税務データの特別集計結果の活用については、昨年度の指摘を踏まえた取組が行われているものの、検証作業中であり、その検証結果を注視することが必要 ○ 行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、効率的な統計作成や報告者の負担軽減という観点からも、その重要性は高まっており、継続的な取組が必要 ○ また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる「マイナンバー法」)の成立を受け、その動向の把握や統計における活用余地等を検討することも必要 ○ なお、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>〈基本的な考え方〉 ① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。 ② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、更なる活用の余地等を検討する。</p>

	<p>③ また、政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> 「税務データの特別集計結果の活用」及び「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」に関連する事項については、個別の取組事項として整理

24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)		現行基本計画の該当項目 (概要)
統計作成の効率化及び報告者負担の軽減② (オンライン調査の推進) (第3WG)	新規事項	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	—	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	—	<p>○ 近年のIT技術の急速な発展に伴う高度情報化社会の到来や、調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、正確かつ効率的な統計を作成するとともに報告者の負担軽減を図る観点から、統計調査の調査方法としてオンライン調査の導入とオンラインによる調査票回答の促進が重要な課題となっており、次期基本計画において、その推進を図ることが必要</p> <p>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、オンライン調査の徹底等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の報告の利便性の向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。</p> <p>② オンライン調査の導入に当たっては、導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。その際、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分勘案する。</p> <p>③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤整備に向け充実を図る。</p> <p>④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどIT技術の普及状況を勘案した対応を推進する。</p>
備考 (留意点等)		○ オンライン調査の導入率は、平成23年度に約54% (220調査中119調査) となっており、着実に増加しているものの、回答率は調査の報告者(公的機関、事業所・企業、世帯等)やその規模等によって区々となっている状況。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
比較可能性を考慮した統計分類等の見直し (第1WG) (第2WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述 ◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウェイト時の更新に統計基準に設定する等の取組を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に掲げられたいずれの事項についても、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、すべて妥当と評価)
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計法に規定する統計基準については、現行基本計画に掲げられた事項の整備が一段落していることから、次期基本計画では、統計法に規定する統計基準とはしないものの、統計相互の比較可能性の向上を図るために見直しが見込まれる「統計分類」について優先的に取組を実施 <基本的な考え方> <ul style="list-style-type: none"> ① 統計相互の比較可能性向上の観点から、「日本標準商品分類」(特にサービスの分類)及び「従業上の地位」についてそれぞれの利用目的や報告者負担も考慮した上で、見直しを図る。 ② 各統計で使われている表章区分(年齢や事業所規模等)の実態を把握して、統計の有用性の向上、統計ニーズへの対応の観点から、必要に応じて見直しを図る。
備考 (留意点)	

年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当)	第3-2 統計リソースの確保及び有効活用
統計リソースの確保及び有効活用① (統計リソースの充実のための取組) (第3WG)	<p>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、我が国の統計部門における予算・定員枠が各府省の中で優先順位が必ずしも高くない現状や、統計の信頼性の確保並びに新たな統計の整備及び提供に対応するため、統計リソース (公的統計の作成・提供のための予算及び人員) を確保し、有効活用すること、社会の情報基盤にふさわしい統計を政府が責任をもって提供することを記述 ◇ 別表には、①政府全体の調整機能の発揮、②各府省の取組、③各府省の取組への支援、④府省横断的な統計ニーズへの対応についての具体的な措置、方策を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保等については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き、既存統計の見直し・効率化、必要なリソースの確保、リソースに関する情報共有等継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価 ○ 一方で、専門家集団の編成については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、統計リソースWGで検討が行われたものの、①各府省の検討会による専門家集団の一部機能の代替、②専門家集団編成の具体的ニーズがない、③各府省における人員派遣等の余裕がないことから、専門家集団の編成に替えて、既存の組織・機能等を活用すべきという結論を得たことから、「実施困難」との自己評価
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保等については、おおむね計画に沿った取組が進められている。一方、専門家集団の編成については、専門家集団の編成自体は「実施困難は妥当」と評価するものの、専門家集団の編成の目的としていた新たな統計の作成や調査実施計画の策定等の支援については、既存の組織・機能等を活用する方策を検討することが必要 ○ 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであり、社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供するために、統計リソースの確保に努め、有効活用を図ることが重要かつ不可欠なものであることから、取組の一層の推進を図ることが必要
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 統計リソースの確保及び有効活用に向けて、不断の努力を行うとともに、次期基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。 ② 専門家集団の編成に代えて、総務省統計研修所の研究機能を整備・充実するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。 ③ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等中核的な役割を果たすことと期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計リソースの確保及び有効活用② (調査体制機能維持、国と地方公共団体の連携) (第3WG)</p>	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携 ◇ 本文には、①地方公共団体の統計部局は、当該地方公共団体における統計の整備・提供を推進するとともに、実査機関として基幹統計における真実性・統一性の確保に重要な役割を担っていること、②これらの実査機関では、担当職員数の削減や業務量の変動、更に統計調査員の確保難等の課題が生じ、その解決が必要なこと、③この課題を解決し、実査体制の機能維持を図るためには、国と地方公共団体の連携が必要不可欠となつていことなどを記述 ◇ 別表には、①地方公共団体を經由する必要がある調査の範囲の精査、見直し、②地方公共団体の統計部局における業務量の平準化、③地方別表章の充実等、④統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価等の見直し、⑤地方公共団体の統計部局が必要な人材が確保できるときのための支援、⑥統計調査員の処遇改善等についての具体的な措置、方策を記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 実査体制の機能維持等については、地方公共団体を經由する調査の範囲の精査、見直し、各府省で行われる統計調査の年間業務スケジュールの提供、地方公共団体に対する技術的支援、統計再任職員の対象範囲等の見直し、統計調査員の役割の周知等が行われていることから、「継続実施」の自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 調査体制の機能維持等については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、その現状や役割からみて、更なる取組の充実を図ることが必要 ○ また、基幹統計調査の結果は、地方公共団体においても活用されている重要なデータであり、現行計画にも盛り込まれているように、国と地方公共団体が連携を強化して、統計の作成・提供に取り組むことが必要</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成・提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるなど統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものであることから、継続的な取組が必要 ＜基本的な考え方＞ ○ 調査体制の機能維持等については、これまでの取組の更なる定着の促進を図るとともに、①地方公共団体を經由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法の検討、②地方公共団体の業務量を平準化するための中長期的な取組、③地方表章の充実のための更なる支援等を検討・実施する。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当)	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>◇ 本文には、公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門的能力を育成・確保することが重要であるものの、公務員制度等の制約もあり、専門性の高い職員の育成等が困難な状況を踏まえ、我が国の統計作成組織全体として、その改善を図ることを記述</p> <p>◇ 別表には、①中核的職員の計画的な育成・確保の推進、②国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進、③人材の育成・確保に向けた研究の実施の具体的な措置、方策を記述</p>
統計リソースの確保及び有効活用③ (統計職員等の人材の育成・確保) (第3WG)	<p>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、①人事評価における業績評価目標の設定、②実務能力向上のための研修の充実、③各府省間の情報共有、④国際対応能力向上のための方策の推進等の取組を継続的に実施することから、「継続実施」との自己評価</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、統計職員等の量的な拡充が困難な中、質の向上を図る観点から、更なる統計職員等の人材の育成の充実に努める必要がある</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 公的統計の作成においては、その作成に携わる職員が専門的能力を発揮することが重要であり、我が国の統計作成組織全体としても、専門性の高い人材を育成し、確保することは必要である。このため、これまで以上の人材の育成・確保を意識した人事交流や研修の充実等について、継続的な取組が必要</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>① 統計職員等の人材の育成・確保については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。</p> <p>② 総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能の拡充について検討する。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計リソースの確保及び有効活用 (災害発生時等の備え) (第3WG)</p>	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び有効活用(「緊急ニーズへの対応」部分) ◇ 本文には、緊急のニーズに的確に対応した統計の作成に当たっては、統計リソースの有効活用方策を検討することを記述 ◇ 別表には、緊急ニーズが生じた際、行政記録情報等及び既存の統計調査結果の特別集計による活用や、承認審査事務の簡素化・迅速化等を行うよう記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 東日本大震災による被災県の人口移動への影響の分析、就業に関する影響、復興状況を把握するための統計データ等の提供等に、継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価 ○ 平成24年度中に該当事例はなかったものの、緊急のニーズが生じ、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務の簡素化・迅速化を図るとしていることから、「継続実施」との自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 災害発生時の対応については、東日本大震災という未曾有の災害の中で、各調査実施者及び実査を担当する地方公共団体が正確な統計の提供等に尽力したことを評価。一方で、大震災に際して講じられた特別な措置や国民への情報提供等における課題については、各府省が個別に対応するものと府省横断的に対応するものに整理し、更なる取組の推進を図ることが必要</p>
<p>次期基本計画における取り扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果によれば、①災害時のリソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②調査員の安全確保などの実査面及び③集計・公表面における課題等がみられることから、これらの課題解決に向けた取組が必要 ○ 現行の基本計画では、地震等の災害への対応を含めた「緊急ニーズへの対応」を想定していないため、新たな項目建てをした上で、内容の充実を図る。 ＜基本的な考え方＞ ① 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策の検討を行う。 ② また、この検討に当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討する。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	<p>・ 被災県からは、単にマニュアルの作成・配布にとどまらず、日頃から自覚・判断力を養うような取組が必要と提言</p>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計リソースの確保及び有効活用⑤ (民間事業者の活用) (第3WG)</p>	<p>第3-1 効率的な統計の作成 (2) 民間事業者の活用 ◇ 本文には、新たな統計作成ニーズに的確に対応していくため、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用していくことが必要。一方、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の企画立案業務の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることに留意するよう記述。さらに、郵送による実査業務や照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。一方で、国の統計全体の精度や国政の運営に支障が生じるおそれがある調査員による実査業務は慎重に検討するよう記述 ◇ 別表には、①民間事業者の積極的な活用に関する検討状況の確認、②適正な管理のためのガイドラインの改定、③統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場の設置、④民間事業者団体等との意見交換の実施等具体的な措置、方策を記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 民間事業者の活用については、①総務省による承認審査時及び内閣府統計委員会による審議時により民間事業者の活用に関する検討状況を確認しているほか、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法については品質保証ワークショップにおいて検討中、また、③民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検討を行うための民間事業者団体等との意見交換を実施していることから、「継続実施」との自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 民間事業者の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められているが、更なる充実を図るため、今後も継続的な取組が必要。この取組に当たっては、公的統計のプロセス保証の導入・活用について検討し、民間事業者の適正な管理に努めるよう留意</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 限られた統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、平成24年度に実施した249統計調査中205統計調査(全体の82.3%)において、何らかの事務を民間事業者が実施するなど、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも積極的かつ適正に民間事業者を活用することが必要 ○ しかしながら、民間事業者の活用にあたっては、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については企画立案業務等の中核的業務は国自らが行う必要がある。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある調査については、慎重かつ十分に検討すべきこと 〈基本的な考え方〉 ① 民間事業者の活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。 ② 公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため民間事業者活用ガイドラインの改定を検討する。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計調査環境の改善① (統計ニーズの的確な把握) (第3WG)</p>	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用 ◇ 本文には、時代の変化や社会のニーズに対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、各府省が従来から実施してきた取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計の整備・改善に反映することが必要と記述 ◇ 別表には、内閣府統計委員会委員と統計利用者等との意見交換を実施すること、利用者ニーズを把握するに当たっては、「政府統計の総合窓口」(e-stat)を活用について記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年3月に「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を実施するなど、毎年度継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価 ○ また、e-Statを活用し、「統計ニーズに係るアンケート」を行い、統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを継続的に把握していることから、「継続実施」との自己評価
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計のニーズの継続的な把握・活用については、統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Statを活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等具体的な取組が行われている ○ 統計委員会と統計利用者との意見交換会については、交換会が活性化する方策を検討すること、また、統計ニーズに係るアンケート調査については、各府省窓口との連携強化など新たな取組を検討することが必要
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時代や社会の変化に適切に対応した公的統計の整備及び提供を行っていく上で、統計利用者等のニーズを把握することが重要である。ニーズを的確に把握するに当たっては、情報通信技術等の更なる活用や府省横断的なニーズを把握できる仕組みの検討を行うなど継続的な取組が必要 <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 統計のニーズの継続的な把握・活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。 ② 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を検討する。 ③ また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び活用等のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化の方策を検討する。
<p>備考 (留意点等)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計調査環境の改善② (統計の品質保証活動の推進) (第3WG)</p>	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化 ◇ 本文には、統計リソースの有効活用の観点から、既存統計の見直し、統計作成方法の効率化の推進の必要性を記述。この見直し、効率化に当たっては、統計の品質の維持・向上の観点とともに、統計調査に対する客観的な評価結果を踏まえた検討の必要性を記述 ◇ 別表には、具体的に IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定し、各府省において上記ガイドラインに基づき自己評価を計画的に実施することにより、公的統計の見直し・効率化を図ることや、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等を規定することを記述 第3-5 その他 (3) 統計の中立性 ◇ 本文には、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成及び公表過程の透明化を図ることの必要性を記述 ◇ 別表には、公的統計の品質保証に関するガイドラインを踏まえた統計作成過程の公表、公表期日前の統計情報を共有する範囲等を定め、公表することを記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 統計の評価を通じた見直し・効率化については、公的統計の品質保証ガイドラインの策定は実施済、ガイドラインに基づく各府省の自己評価等は継続実施と自己評価し、公的統計に対する品質保証への取組を継続的に実施中 ○ 公的統計の作成及び公表過程の透明化については、品質保証ガイドライン及び最適化計画に基づく取組を進めており、「継続実施」との自己評価。また、公表期日前の統計情報を共有する範囲等については、各府省で内規を定め、公表していることから、「実施済」との自己評価 ○ 公的統計の品質保証に対する取組は、統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた重要な取組であり、時代の変化や社会のニーズに的対した、社会の情報基盤として優れた統計を作成し、提供するためにも継続的な取組が必要 ○ また、公的統計の品質保証については、公的統計の作成過程の一層の透明化を図り、民間事業者を活用する際の管理にも有効であることから、公的統計のプロセス保証の導入についての検討が必要</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた公的統計の取組は、経済・社会情勢の変化のニーズを的確に対応した質の高い統計を作成する上で重要であり、国際的な動向にも一致 ○ 公的統計の品質保証に係る一層の充実を図る上で、現在、行っているプロダクト保証に加えて、プロセス保証を導入することも重要 ○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定 ＜基本的な考え方＞ ① 公的統計の品質保証に対する取組については、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を</p>

	<p>図る。また、各府省は公的統計の品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を図る。</p> <p>② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計調査環境の改善③ (統計に係る広報・啓発活動の充実等) (第3WG)</p>	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、調査対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請を効果的に実施することや、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に理解してもらうことの重要性を記述 ◇ 別表には、ホームページ等を通じた広報・啓発活動、マンシヨン・ビル管理の業界団体等への協力要請等具体的な措置、方策や、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針の検討等を記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 国民・企業への各府省の広報・啓発活動については、ホームページ等の充実、利用者のニーズに応じた対応等の取組を継続的に進めていることから、「継続実施」との自己評価。 また、業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等も積極的に実施していることから、「継続実施」との自己評価 ○ 非協力者に対する具体的な対処方針として、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を取りまとめていることから、「実施済」との自己評価。 また、各府省における非協力者への対処についても、継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 国民・企業への広報・啓発活動の充実については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、各府省におけるホームページの見直しや個別協力要請など、具体的な取組が行われているものの、引き続き取組の充実を図り、統計調査に対する協力意識の向上に向けた取組を継続することが必要 ○ 非協力的な報告者に対しては、個別に協力を促すなどして統計調査に対する理解を深める取組の継続・充実を図るとともに、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考として、各府省が、所管統計調査の実施状況を十分に検証し、必要な意見交換等を行い、それを踏まえた対処マニュアルを作成し、適切かつ円滑に対応することが必要。 なお、非協力者への対処については、様々な検討が必要 ○ 政府のみならず、国民・企業にとっても有用な公的統計を作成するためには、統計調査において正確な情報を報告してもらうことが重要。 このため、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうための取組の継続・充実を図ることが必要</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>＜基本的な考え方＞ ① 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針とするとともに、各府省のベス卜ラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。 ② 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間、地方公共団体とも情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。 ③ 非協力者への対処については、総合的な観点で、引き続き、検討を行う。</p>

備考 (留意点等)

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>経済調査環境の改善 (統計リテラシーの向上)④ (第3WG)</p>	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ◇ 本文には、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育を拡充する必要性を記述 ◇ 別表には、小・中・高等学校の教員が児童・生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員に対する研修の充実や、教材の提供等を適切に行うことなどを記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 統計調査の有用性や統計調査への協力の重要性等については、教員に対する研修並びに児童や生徒が関心を持つよう分かりやすい教材の提供及びホームページの掲載内容の改善については、各府省で継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 統計教育については、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイト上の充実・見直し等の取組が進められているものの、統計や統計調査に対する理解を深める観点から、引き続き、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上を図ることが必要</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する理解を深めるためには、教師等を対象とする実践的な研修、統計の有用性や統計データの活用能力を高めるための教材の提供を行うなど、統計倫理を行うなど、統計倫理を深める観点から、引き続き、統計の有用性や統計データの活用能力を高めることが必要 ○ 統計リテラシーの向上については、項目の重要性を鑑み、現行計画の「統計に対する国民の理解の促進」から独立した項目建てにした上で、内容の充実を図る。 ＜基本的な考え方＞ 統計リテラシーの向上に当たっては以下の取組が必要 ① 国及び地方公共団体は、統計に関係する有識者や職員OB等を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。 ② 総務省政策統括官は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。 ③ 国及び地方公共団体は、学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。 ④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ」^(注)の作成に関</p>

<p>する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活用を検討する。</p> <p>(注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ</p>	
<p>備考（留意点等）</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計データの有効活用 ①a (調査票情報等の提供 及び活用) (第3WG)</p>	<p>第3-4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーモード集計、匿名データの作成及び提供 ◇ 本文には、統計に対するニーズが多様化・高度化する中、平成19年の統計法全面改正に際して、諸外国の制度を参考に「統計データの二次的利用」(オーダーモード集計及び匿名データの作成・提供)の制度を新たに整備したことを受け、秘密の保護に配慮しつつ、その推進を図るよう記述 ◇ 別表には、①二次的利用に関する年度計画の策定・公表、②ガイドラインに基づく適切な事務処理の実施、③ニーズを踏まえたサービスの拡充及び④オンライン利用の検討等を実施するよう記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 二次的利用については、年度計画の策定・公表や、利用の対象となる統計調査の種類・年次の追加等に継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価 ○ また、オンライン利用についても、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討(論点整理等)を進めていることから、「継続実施」との自己評価</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 調査票情報等の提供及び活用は、一部検討中の事項を除き、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、オンライン利用の実施に向けた検討を進めるとともに、その他の活用策の検討(データの匿名性や求められるセキュリティレベルに応じた利用者、利用条件及び利用方法等の整理・見直し等)を進め、更なる取組の推進を図ることが必要</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 調査票情報等の提供及び活用の推進は、国民の負担によって収集された統計データをより有効に活用する観点から重要な取組であり、現行計画期間中の取組を踏まえ、更なる発展・充実に努めることが必要。また、この調査票情報等の提供及び活用の検討に当たっては、秘密の保護に十分配慮することが必要 ○ 本項目については、「統計データ・アーカイブ」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当 ＜基本的な考え方＞ 調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。 ① 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンライン利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンライン利用のためのガイドライン等の整備やプログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。 ② 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続きの簡素化を図る。 ③ オーダーモード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズ把握に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</p>

<p>なお、上記の①～③の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必要な見直しを図る。</p>	
	<p>備考（留意点等）</p>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計データの有効活用 ①b (統計データ・アーカイブの整備) (第3WG)</p>	<p>第3-4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 ◇ 本文には、統計データ・アーカイブを通じ匿名データ等の提供を行っているという諸外国の現状に対し、調査票情報の積極的な活用方策が十分検討されておらず、また、各府省で保存している調査票情報の管理も良好とは言えないという我が国の状況を踏まえ、我が国における統計データ・アーカイブの整備に向けて、機能や蓄積する情報の範囲等について検討するよう記述。また、蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定するよう記述。 ◇ 別表には、①統計データ・アーカイブの整備に向け、検討会を設置し、二次的利用の在り方を含めた検討を行うこと、②調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定し、適切な保管を推進すること等について記述</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備については、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、統計データ・アーカイブに期待される機能の視点ごとに論点整理を行うなどの検討を進めているもの、現行基本計画内には結論を得ることは困難なことから、「実施可能」との自己評価 ○ 調査票情報等の適切な保管については、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に基づき、各府省において継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。なお、当該ガイドラインの策定自体については、平成23年度の施行状況報告の審議において、「実施済は妥当」との判断</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 調査票情報等の適切な保管については、計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、統計データ・アーカイブの整備については、検討途上であることから、引き続き整備に向けた検討を行うことが必要</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用とも密接に関連する重要な事項であり、これまでの論点整理を踏まえ、引き続き具体化に向けた検討を推進することが必要 ○ 本項目は、二次的利用の促進を目的とする方向で取りまとめたことから「調査票情報等の提供及び活用」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当 ＜基本的な考え方＞ ① 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促進を目的にするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。また、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更を検討する。 ② 「調査票情報等の保管方法」については、引き続き各府省の適切な実施を徹底する観点から、その必要性や対処方針を基本計画において示す。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当)	現行基本計画の該当項目 (概要)
統計データの有効活用 ② (政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進) (第3WG)	<p>第3-5 その他</p> <p>(2) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、効率的な統計作成、国民等にとって有用なデータの適時な提供及び報告者の負担軽減等を図る観点から、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づく各府省間における統計データの共有や提供に関する取組を着実に実施するとともに、利用者等のニーズや取組状況等を踏まえ、同計画の見直しを行うよう記述 ◇ 別表には、本文の記述とほぼ同内容の取組を行うよう記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最適化計画に基づきデータ共有や提供を進め、登録件数等の充実を図るとともに、同計画のフォローアップの一環として実施評価報告書を作成し、同報告書に基づく取組の働きかけ等を毎年度実施していることから、「継続実施」との自己評価
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府統計共同利用システムの登録件数等は、着実に増加しているほか、操作の簡素化・検索機能の見直し等、利用環境の向上・高度化を進める取組も図られていることから、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、利用環境の一層の向上・利用者ニーズのよりの確な把握や同システムのうち「統計情報データベース」の登録促進などについては、更なる取組の推進を図ることが必要
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点からも重要な取組であり、更なる取組の発展・充実を図ることが必要 ○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援方策の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。 ② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化への対応 (第1WG・第2WG・第3WG)	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3 社会的・政策的なニーズへの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、グローバル化の進展に対応した統計の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の必要性を記述 ◇ また、別表には、本文に対応した輸出入申告情報の活用、登録外国人統計、人口動態調査の集計事項の充実等4事項の取組を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行計画期間中には、2008 SNA対応のためのデータの提供、出入国管理統計の集計事項の充実等が「実施済」又は「実施予定」とされており、輸出入申告情報の活用（事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースの接続等の検討）については次期計画期間内には「実施可能」と自己評価
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 ○ 「実施予定」の貿易形態別の情報については、平成25年度から内閣府にデータが提供されており、「実施可能」のデータベースの接続等の検討については、事業所母集団データベースの運用が平成25年1月から開始されたことを踏まえ、今後検討を開始するとされていることから、引き続きその対応を注視する。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活動などの現象面におけるグローバル化の進展への対応については、各統計において考慮すべき要素の一つであるため、各統計の対応の中で検討し、次期基本計画にも記載していくこととする。 ○ 上記以外のグローバル化への対応（国際機関への情報提供、国際統計活動への参加等）については、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、統計職員の人材育成の観点からも重要であることから、他の関連項目と合わせて整理する。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際機関への我が国の統計情報の提供については、分野によっては改善の余地があるため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、国際比較可能性の向上の観点から、積極的に国際機関への提供に努める。 ② 各府省は、国際社会の一員として、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、独立行政法人国際協力機構等の他の機関と連携して統計分野における積極的な国際協力・国際貢献に努める。
備考（留意点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書においては、統計職員等の人材の育成・確保等の一環として、国際的な対応力の強化方策の検討が求められている。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>基本計画の推進 (第1WG) (第2WG) (第3WG)</p>	<p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 5 その他 (2) 研究開発の推進 (情報通信技術の利活用等) と学会等との連携強化 ◇ 本文には、各府省と学会、大学等との双方の連携強化等を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述</p> <p>第4 基本計画の推進・評価等 1 基本計画の進捗管理・評価等 ◇ 本文には、基本計画を効果あるものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及び不中断の推進の必要性を記述</p> <p>◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等の5事項の取組を記述している。②については、ほば法の規定に沿った内容。</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進 ◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○【第3部分】 統計利用者から意見聴取を行うとともに、一般社団法人日本品質管理学会に要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組状況について情報共有</p> <p>○【第4部分】 公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告を実施。また、統計委員会においては、施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○【第3部分】 基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われている。</p> <p>○【第4部分】 基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着している。</p> <p>○ ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要。その際、統計法第55条第3項の枠組みの中で対応。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>【第3部分】</p> <p>○ 関係府省における各々の研究開発による成果等を共有するため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、情報の共有ができるような仕組みを構築する。</p> <p>【第4部分】</p> <p>統計委員会は、統計法第55条に基づく同法の施行状況について報告されたことに対して以下の取組を実施する。</p> <p>① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。</p> <p>② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。</p> <p>③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値や非対称推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会との連携強化方策を検討する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果の共有については、ワーキンググループの報告の関連事項と合わせて整理

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

現行基本計画の該当項目（概要）	
審議テーマ（担当）	
その他 （第2WG）	<p>◇ 本文に以下のとおり記述。</p> <p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 イ 取組の方向性</p> <p>このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、・・・（中略）・・・</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	—
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ ジェンダー統計については、公的統計の作成・提供に当たって重要な視点と評価。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 「第三次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）等においては、男女別データの整備、各種の政府の計画におけるPDCAサイクルへの反映を始めとするジェンダー統計に関する取組を記述。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置づけ。</p> <p>○ 内閣府男女共同参画局が政府の策定する基本的な計画・大綱等に関連する統計（当該計画等で設定されている人を対象とする成果目標の根拠となっているもの）について調査した結果によれば、基幹統計では既に男女別表章が行われており、一般統計の一部において未実施となっているものの、作成府省が報告者の負担等を考慮した判断。また、一部の業務統計については、集計の基礎となる申告書・届出書等に男女の別があり、かつ、集計しているものの、その結果を表章していないケースや、報告者負担の軽減や男女別把握の必要性がないと判断したといった理由から男女別情報を把握していないケースが認められるとの報告。</p> <p>○ 以上のような状況から、調査統計にとどまらず、業務統計を含めた公的統計の提供に当たって基本的な視点の一つとして整理。 <基本的な考え方></p> <p>○ 次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中に位置付け。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>基幹統計の整備 (第1WG・第2WG)</p>	<p>第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、新統計法の全面施行を控えた時期であったことから、①新統計法の該当条文(第2条第4項)、②基幹統計化の個別判断に当たったの判断要素の例、及び③法定基幹統計(国勢統計及び国民経済計算)と経済構造統計の重要性等を記述 ◇ また、別表及びその別紙には、①指定統計から基幹統計に移行する統計の整備(一定の検討を行う基幹統計等5事項)、②新たに基幹統計として整備する統計(5事項、すべて加工統計)、③将来の基幹統計化について検討する統計(9事項、調査統計6事項、加工統計2事項、業務統計1事項)の区分に応じて、それぞれ個別の理由、留意事項、検討の方向性等を記述
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度においては、社会保障費用統計の基幹統計化、埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定解除等が行われ、上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、「現在推計人口」を除き、ほぼ措置済み ○ 上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、平成24年度に法人建物調査(一般統計調査)の法人土地基本統計(基幹統計)への統合が行われているもの、他は「実施可能」又は「実施予定」等の自己評価。中には、輸出入者等の理解を得ることが困難等の理由から「実施困難」とする業務統計(貿易統計)や廃止された一般統計調査(食料品生産動態調査、米麦加工食品生産動態調査)も有り
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②の「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 ○ また、上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」は一部にとどまっているものの、残された事項については「実施予定」又は「実施可能」との自己評価が大半となっており、引き続きその対応を注視する。ただし、「実施困難」としている事項や、廃止された調査の取り扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要。
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧法上の指定統計から基幹統計への移行は完了。残された課題については、検討を継続する。 ○ 現行基本計画においては、指定統計から基幹統計への移行のため、統計法の規定、基幹統計化の判断要素等を記載しているが、基幹統計化が済んだことから項目としては削除。別紙の課題についても実施済みのものが多いため、別表に統合するよう整理する。 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別の課題については、各関連項目の中で取り上げるごととし、現行基本計画の項目及び別表の別紙は整理する方向とする。 2 個別課題については、以下のとおり整理することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 現行基本計画の別表(別紙)の「新たに基幹統計として整備する統計」のうち「現在推計人口」については、新たに外国人住民の登録が行われるなど住民基本台帳制度の変更による状況が踏まえつつ引き続き基幹統計化の検討を進める。また、「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち、「実施可能」と自己評価しているものについては、基幹統計化に向けた課題の整理等を行った上で、引き続き検討を続ける。 ② 食料品生産実績調査、油糧生産実績調査及び米麦加工食品生産動態調査については、油糧生産実績調査以外の2調査が既に廃止されていることに加え、油糧生産実績調査においても他の生産動態統計(基幹統計)と同様の措置がなされる予定であることから、次期基本計画の課題とはしない。 ③ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成(集計)方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して、引き続き基幹統計化の可否について検討する。

備考 (留意点)

現行基本計画の項目対応表(第2 - 1(1)分)

		具体的な措置、方策等
No.2	第2-2-(1)- ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。
No.9		○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。
No.10	第2-2-(1)- イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。
No.11		○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。
No.12		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、報告者の負担が増大しないよう、米国民経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。
No.13	第2-2-(1)- ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。
No.14		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。
No.15		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計上の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。

No.16	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせるにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。
No.17	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱い必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。
No.18	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。
No.19	○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。
No.26	第2-2-(1)- エ 四半期推計に関する諸課題
No.26	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。
No.28	○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。
No.31	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。
No.33	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。
No.47	第2-2- (6) ストック統計の整備
No.47	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開示し導入する。

<p>【関連事項】 No.93</p>	<p>第2-3-1 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p>	<p>○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。</p>
<p>No.124</p>	<p>第3-2-(1)統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組</p>	<p>○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。</p>
<p>【関連事項】 No.194</p>	<p>別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計</p>	<p>【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。</p>